

## 用語等解説

- ・自動車騒音常時監視  
→騒音規制法第18条の規定に基づき、地方公共団体が自治体内の主要道路の自動車騒音を測定するものです。権限移譲により、平成24年度から市が行うことになりました。
- ・測定対象路線  
→原則2車線以上（市町村道においては、4車線以上）の道路に面する地域で、住居等が存在する地域としているため、当市では西名阪自動車道、国道165号、国道168号、県道中和幹線、県道香芝インター線、県道上中下田線、県道下田良福寺線、磯壁北今市線を対象にしています。
- ・センサス（道路交通センサス）  
→全国道路・街路交通情勢調査のことで、国土交通省が国の道路と道路交通の実態を把握し、道路の計画、建設、管理などについて概ね3～5年間隔で実施しているものです。
- ・環境基準値  
→権限移譲により平成24年4月1日から施行している、香芝市告示第41号の備考に規定する「幹線交通を担う道路に近接する空間」における基準値を指します。
- ・等価騒音レベル  
→自動車騒音のように時間的に大きく変動する騒音レベルを評価するために考案されたもので、測定時間内における騒音の大きさを時間平均した値を指します。
- ・面的評価  
→幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度満たされているかを示す道路交通騒音の評価方法です。幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、環境基準に適合している戸数の割合を算出することにより評価します。

- ・近接空間

→面的評価を行う50mの範囲のうち、下記の車線数区分に応じた道路端からの距離に示す範囲です。範囲のうち近接空間以外の場所を非近接空間と呼びます。

2車線以下の車線を有する幹線道路・・・道路端から15m

2車線を越える車線を有する幹線道路・・・道路端から20m

- ・戸数

→面的評価のための基本単位となるもので、建物ごとに居住している世帯数を指します。独立住宅は1戸とし、マンションなどの集合住宅は入居世帯数を、病院や学校等については1施設をそれぞれ1戸としています。